平成２２年（フ）第６２９号
熊本県合志市幾久富1866番地1172
債務者　鳴瀬　玲児
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６９１号
熊本市新生１丁目44番11号
債務者　浅野　純政
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７０１号
熊本県下益城郡美里町二和田243番地
債務者　緒方にし子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７１５号
熊本市渡鹿３丁目15番１―501号
債務者　荒木　一臣
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７２６号
熊本市清水新地５丁目13番１―430号
債務者　宮村　文子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１８０号
福島県いわき市泉町滝尻字御前田42番地の１メゾンあすかＣ―Ａ、前住所福島県いわき市常磐藤原町名高儀76番地の55　リリィハイツ106
債務者　根本　　勉
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１９３号
福島県いわき市植田町中央１丁目11番地の19
債務者　石井　栄恵
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１５５号
山口県下松市生野屋１丁目３番２号
債務者　河野　忠善
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１５６号
山口県下松市生野屋１丁目３番２号
債務者　河野千鶴子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１５７号
山口県周南市新田２丁目11番47号、前住所山口県下松市生野屋１丁目３番２号
債務者　河野真理子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１１９号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字漁師町29番地
債務者　松宮　宏司
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
山口市宮野上1729番地３
債務者　西部　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５号
山口県防府市南松崎町３番４号
債務者　安部加津子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
山口県防府市警固町２丁目２番18号
債務者　小川　裕子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
山口県防府市国衙１丁目10番41号
債務者　吉田　澄枝
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５３号
埼玉県春日部市備後東１丁目13番３号コーポＳＡＫＵＲＡ101
債務者　亀山　咲良（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２８８号
埼玉県熊谷市冑山89番地３
債務者　髙野　信一
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１６３号
新潟県長岡市三之宮町972番地５
債務者　篠崎いず美
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係